

四半期報告書

(第61期第1四半期)

日本トムソン株式会社

四半期報告書

- 1 本書は四半期報告書を金融商品取引法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織(EDINET)を使用し提出したデータに目次及び頁を付して出力・印刷したものであります。
- 2 本書には、上記の方法により提出した四半期報告書に添付された四半期レビュー報告書及び上記の四半期報告書と同時に提出した確認書を末尾に綴じ込んでおります。

目 次

頁

【表紙】	1
第一部 【企業情報】	2
第1 【企業の概況】	2
1 【主要な経営指標等の推移】	2
2 【事業の内容】	3
3 【関係会社の状況】	3
4 【従業員の状況】	3
第2 【事業の状況】	4
1 【生産、受注及び販売の状況】	4
2 【事業等のリスク】	4
3 【経営上の重要な契約等】	4
4 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】	4
第3 【設備の状況】	10
第4 【提出会社の状況】	11
1 【株式等の状況】	11
2 【株価の推移】	13
3 【役員の状況】	13
第5 【経理の状況】	14
1 【四半期連結財務諸表】	15
2 【その他】	25
第二部 【提出会社の保証会社等の情報】	26

四半期レビュー報告書

確認書

【表紙】

【提出書類】 四半期報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の4の7第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成21年8月7日

【四半期会計期間】 第61期第1四半期(自 平成21年4月1日 至 平成21年6月30日)

【会社名】 日本トムソン株式会社

【英訳名】 NIPPON THOMPSON CO., LTD.

【代表者の役職氏名】 取締役社長 山下皓

【本店の所在の場所】 東京都港区高輪二丁目19番19号

【電話番号】 東京(3448)5811(代表)

【事務連絡者氏名】 経理部長 牛越今朝明

【最寄りの連絡場所】 東京都港区高輪二丁目19番19号

【電話番号】 東京(3448)5811(代表)

【事務連絡者氏名】 経理部長 牛越今朝明

【縦覧に供する場所】 ※中部支社
(名古屋市中川区西日置二丁目3番5号(名鉄交通ビル))

※西部支社
(大阪市西区新町三丁目11番3号)

株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

(注) ※印は金融商品取引法の規定による縦覧に供する場所ではありませんが、投資家の縦覧の便宜のため縦覧に供する場所としております。

第一部 【企業情報】

第1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

連結経営指標等

回次	第60期第1四半期 連結累計(会計)期間	第61期第1四半期 連結累計(会計)期間	第60期
会計期間	自 平成20年4月1日 至 平成20年6月30日	自 平成21年4月1日 至 平成21年6月30日	自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日
売上高 (百万円)	13,168	4,760	41,281
経常利益または経常損失 (△) (百万円)	2,213	△1,425	2,672
四半期(当期)純利益または 四半期純損失(△) (百万円)	1,338	△1,013	445
純資産額 (百万円)	59,520	55,771	55,733
総資産額 (百万円)	85,615	78,532	81,021
1株当たり純資産額 (円)	810.16	759.25	758.70
1株当たり四半期(当期) 純利益または四半期純損失 (△) (円)	18.22	△13.79	6.06
潜在株式調整後1株当たり 四半期(当期)純利益 (円)	16.44	—	5.80
自己資本比率 (%)	69.5	71.0	68.8
営業活動による キャッシュ・フロー (百万円)	1,481	△1,397	△224
投資活動による キャッシュ・フロー (百万円)	△206	△1,578	△4,085
財務活動による キャッシュ・フロー (百万円)	△397	426	3,424
現金及び現金同等物の 四半期末(期末)残高 (百万円)	14,632	10,440	12,559
従業員数 (名)	1,030	1,048	1,021

(注) 1 売上高には、消費税等は含まれておりません。

2 第61期第1四半期連結累計(会計)期間の潜在株式調整後1株当たり四半期純利益については、1株当たり四半期純損失であり、また潜在株式が存在しないため記載しておりません。

3 従業員数は就業人員であります。

2 【事業の内容】

当第1四半期連結会計期間において、当社および当社の関係会社において営まれている事業の内容に重要な変更はありません。

また、主要な関係会社の異動は「3 関係会社の状況」に記載のとおりであります。

3 【関係会社の状況】

当第1四半期連結会計期間において、以下の会社が新たに提出会社の連結会社となりました。

名称	住所	資本金 (百万円)	主要な 事業の内容	議決権の 所有割合 (%)	関係内容
(連結子会社) 艾克欧東晟商貿(上海)有限公司	中国	150	軸受等販売	100.0	当社の軸受等ならびに諸機械部品の販売 役員の兼任2名

4 【従業員の状況】

(1) 連結会社の状況

平成21年6月30日現在

従業員数（名）	1,048 (188)
---------	-------------

(注) 1 従業員数は就業人員であります。

2 「従業員数」欄の(外書)は、臨時従業員の当第1四半期連結会計期間の平均雇用人員であります。

(2) 提出会社の状況

平成21年6月30日現在

従業員数（名）	719 (174)
---------	-----------

(注) 1 従業員数は就業人員であります。

2 「従業員数」欄の(外書)は、臨時従業員の当第1四半期会計期間の平均雇用人員であります。

第2 【事業の状況】

1 【生産、受注及び販売の状況】

当社および連結子会社(以下、当社グループ)は、針状ころ軸受および直動案内機器等(以下、軸受等)ならびに諸機械部品の製造・販売を単一の事業として運営しているため、事業の種類別セグメントごとの生産規模および受注規模を金額あるいは数量で示すことはしておりません。

このため生産、受注および販売の状況については、「4 財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析」に含めて記載しております。

2 【事業等のリスク】

当第1四半期連結会計期間において、新たに発生した事業等のリスクはありません。

また、前事業年度の有価証券報告書に記載した事業等のリスクについて重要な変更はありません。

3 【経営上の重要な契約等】

当第1四半期連結会計期間において、経営上の重要な契約等は行われておりません。

4 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

(1) 経営成績の分析

当第1四半期連結会計期間(平成21年4月1日～平成21年6月30日)におけるわが国の経済は、世界的金融危機に端を発した急激な景気後退局面からは、一部に下げ止まりの兆しを見せておりますものの、依然として低迷を続けております。また、海外におきましては、中国が財政出動の効果もあり回復を示している一方で、欧米諸国の景気は低調に推移しております。

このような情勢のもとで、当社グループといたしましては、収益構造の改善を最優先課題として、需要開拓と市場動向に合わせた生産体制の最適化、徹底した経費削減等を推進してまいりました。

販売面につきましては、ユーザー内で開催するミニ展示会等を通して「ユーザーに密着した提案型営業活動」を継続展開するとともに、国内外が連携して顧客対応力を強化し、受注確保に注力してまいりました。製品開発面においては、主力製品のひとつであるローラタイプ直動案内機器に超高精度・超高剛性仕様の製品を開発・市場投入するなど、多種多様な需要喚起に努めました。生産面につきましては、受注動向に合わせた生産体制の適正化、製造コストの低減を進めてまいりました。

しかしながら、厳しい経済環境下、主要顧客の在庫調整や生産活動の収縮等の影響が大きく、当第1四半期連結会計期間の連結売上高は4,760百万円(前年同期比63.9%減)となりました。収益面につきましては、大幅な売上高の減少とそれに伴う操業度の低下等のため、営業損失は1,511百万円(前年同期は営業利益2,084百万円)となり、経常損失は1,425百万円(前年同期は経常利益2,213百万円)、四半期純損失は1,013百万円(前年同期は四半期純利益1,338百万円)となりました。

また、当第1四半期連結会計期間における軸受等の生産高(平均販売価格による)は3,638百万円となり、軸受等ならびに諸機械部品の受注高は4,790百万円となりました。

事業の種類別セグメントにつきましては、当社グループは、軸受等ならびに諸機械部品の製造・販売を単一の事業として運営しているため、事業の種類別セグメントおよび事業部門は一括して記載しております。なお、部門別では、軸受等の売上高は4,174百万円(前年同期比63.4%減)、諸機械部品の売上高は586百万円(前年同期比66.6%減)となりました。

部門別売上高

区分	前第1四半期連結会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年6月30日)		当第1四半期連結会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年6月30日)		比較増減	
	金額(百万円)	比率(%)	金額(百万円)	比率(%)	金額(百万円)	伸び率(%)
軸受等	11,413	86.7	4,174	87.7	△7,239	△63.4
諸機械部品	1,754	13.3	586	12.3	△1,168	△66.6
売上高合計	13,168	100.0	4,760	100.0	△8,408	△63.9

所在地別セグメントの業績は、次のとおりであります。

①日本

国内市場は、企業業績の悪化による設備投資の抑制等により、主要顧客である半導体製造装置や電子部品実装機等のエレクトロニクス関連機器や工作機械向け等のほか、代理店向けの受注も大幅に減少しました。輸出も世界経済の大幅な落ち込みの影響を受けました結果、売上高は3,174百万円(前年同期比69.6%減)となり、営業損失は1,416百万円(前年同期は営業利益1,666百万円)となりました。

②北米

北米地域は景気低迷が続く中、医療機器向けの受注は底堅かったものの、エレクトロニクス関連機器向けや代理店向けが大幅に減少したことに加え、為替変動によるマイナス影響も受けました結果、売上高は695百万円(前年同期比42.9%減)となり、営業損失は12百万円(前年同期は営業利益140百万円)となりました。

③欧州

欧州地域は急激な景気後退により、エレクトロニクス関連機器や工作機械向け等のほか、代理店向けの受注も大幅に減少したことに加え、為替変動によるマイナス影響も受けました結果、売上高は743百万円(前年同期比51.1%減)となり、営業利益は30百万円(前年同期比79.4%減)となりました。

なお、経営成績の分析における記載金額には、消費税等は含まれておりません。

(2) 財政状態の分析

総資産は、前連結会計年度末に比べ2,489百万円減少し78,532百万円となりました。これは主に、現金及び預金2,074百万円、受取手形及び売掛金1,712百万円、製品、仕掛品等のたな卸資産263百万円等の減少と、有形固定資産776百万円、投資有価証券1,014百万円等の増加によるものであります。

負債合計は、前連結会計年度末に比べ2,527百万円減少し22,761百万円となりました。これは主に、短期借入金159百万円、長期借入金500百万円等の増加と、支払手形及び買掛金3,252百万円等の減少によるものであります。

純資産は、前連結会計年度末に比べ38百万円増加し55,771百万円となりました。これは主に、利益剰余金938百万円等の減少と、評価・換算差額等977百万円等の増加によるものであります。

(3) キャッシュ・フローの状況

当第1四半期連結会計期間末における現金及び現金同等物は、前連結会計年度末に比べ2,118百万円減少し10,440百万円となりました。また、前年同期に比べ4,191百万円減少しております。

当第1四半期連結会計期間における各キャッシュ・フローの状況と、それらの要因は次のとおりであります。

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

営業活動により支出されたキャッシュ・フローは、前年同期に比べ2,878百万円増加し1,397百万円となりました。これは主に、減価償却費712百万円、売上債権の減少額1,876百万円、たな卸資産の減少額484百万円等による収入と、税金等調整前四半期純損失1,425百万円、仕入債務の減少額3,407百万円等の支出との差額によるものであります。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

投資活動により支出されたキャッシュ・フローは、前年同期に比べ1,372百万円増加し1,578百万円となりました。これは主に、有形固定資産の取得による支出1,555百万円等によるものであります。

なお、営業活動によるキャッシュ・フローと投資活動によるキャッシュ・フローをあわせたフリー・キャッシュ・フローは、前年同期に比べ1,693百万円減少し2,975百万円のマイナスとなりました。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

財務活動により得られたキャッシュ・フローは、前年同期に比べ823百万円増加し426百万円となりました。これは主に、短期借入金の純増額137百万円、長期借入れによる収入500百万円、配当金の支払額209百万円等によるものであります。

(4) 事業上および財務上の対処すべき課題

当第1四半期連結会計期間において、事業上および財務上の対処すべき課題に重要な変更および新たに生じた課題はありません。

なお、当社は、財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針を定めており、その内容等(旧会社法施行規則第127条各号に掲げる事項)は、次のとおりであります。

① 基本方針の内容の概要

当社は、当社の企業価値が、「社会に貢献する技術開発型企業」という企業理念に基づいて、毎年にわたり蓄積してきた営業・技術・生産のノウハウ等を駆使した機動性のある企業活動に邁進し、国内外の社会の発展に貢献することにより、株主の皆様をはじめとした多くのステークホルダーの皆様共同の利益を向上させていくことにその淵源を有することに鑑み、特定の者またはグループによる当社の総議決権の20%以上に相当する議決権を有する株式の取得により、このような当社の企業価値または株主の皆様共同の利益が毀損されるおそれがある場合には、かかる特定の者またはグループは、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者として不適切であるとして、法令および定款によって許容される限度において、当社の企業価値または株主の皆様共同の利益の確保・向上のための相当な措置を講じることを、その基本方針といたします。

② 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するための取り組みの概要

当社は、平成21年5月18日開催の取締役会において、基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するための取り組みの一つとして、平成19年5月14日に導入した当社株式の大規模買付行為に関する対応方針に所要の変更を行ったうえで（以下、本プラン）、継続することを決議し、平成21年6月26日開催の当社第60回定時株主総会（以下、本定時株主総会）において株主の皆様のご承認をいただきました。また、当社は本プランの継続に伴い、独立委員会を引き続き設置しており、独立委員会委員として、伊集院功、齊藤聰、佐藤順哉、武井洋一の4氏を選任いたしました。

本プランの概要は、以下に記載のとおりですが、本プランの詳細につきましては、当社ホームページに掲載の「当社株式の大規模買付行為に関する対応方針（買収防衛策）」の一部変更および継続に関するお知らせ」をご覧下さい。（参考URL: <http://www.ikont.co.jp/>）

1) 本プランの目的

本プランは、大規模買付者に対して事前に大規模買付行為に関する必要な情報の提供および考慮・交渉のための期間の確保を求めることによって、当該大規模買付行為に応じるべきか否かを株主の皆様が適切に判断されること、取締役会が、当該大規模買付行為に対する賛否の意見または代替案を株主の皆様に対して提示すること、あるいは、株主の皆様のために大規模買付者と交渉を行うこと等を可能とし、もって当社の企業価値ないし株主の皆様共同の利益の確保・向上を実現することを目的としています。

2) 本プランに基づく対抗措置の発動に係る手続

(a) 対象となる大規模買付行為

次のアからウのいずれかに該当する行為またはその可能性のある行為がなされ、またはなされようとする場合に、本プランに基づく対抗措置が発動される場合があります。

- ア 当社が発行者である株券等に関する当社の特定の株主の株券等保有割合が20%以上となる当該株券等の買付けその他の取得
- イ 当社が発行者である株券等に関する当社の特定の株主の株券等所有割合とその特別関係者の株券等所有割合との合計が20%以上となる当該株券等の買付けその他の取得

ウ 上記アまたはイに規定される各行為の実施の有無にかかわらず、当社の特定の株主が、当社の他の株主（複数である場合を含みます。以下、本ウにおいて同じとします）との間で、当該他の株主が当該特定の株主の共同保有者に該当するに至るような合意その他の行為、または当該特定の株主と当該他の株主との間にその一方が他方を実質的に支配し、もしくはそれらの者が共同ないし協調して行動する関係を樹立する行為（ただし、当社が発行者である株券等につき当該特定の株主と当該他の株主の株券等保有割合の合計が20%以上となるような場合に限ります）

(b) 大規模買付者に対する情報提供要求

大規模買付者には、大規模買付行為の開始または実行に先立ち、意向表明書および大規模買付情報を提出・提供していただきます。

(c) 取締役会評価期間の設定等

取締役会は、対価を現金（円貨）のみとする公開買付けによる当社の全ての株券等の買付けが行われる場合には、最長60日間、それ以外の場合には、最長90日間の期間を、取締役会評価期間として設定し、当社の企業価値および株主の皆様共同の利益の確保・向上の観点から企図されている大規模買付行為に関して評価、検討、意見形成、代替案立案および大規模買付者との交渉を行うものとします。

(d) 独立委員会の勧告および取締役会による決議

独立委員会は、大規模買付者が大規模買付ルールにつきその重要な点において違反した場合で、取締役会がその是正を書面により当該大規模買付者に対して要求した後5営業日以内に当該違反が是正されない場合には、原則として、取締役会に対して、大規模買付行為に対する対抗措置の発動を勧告します。

他方、大規模買付者が大規模買付ルールを遵守した場合、独立委員会は、原則として、取締役会に対して、大規模買付行為に対する対抗措置の不発動を勧告しますが、大規模買付ルールが遵守されている場合であっても、当該大規模買付者がいわゆるグリーンメイラーである場合等一定の事情を有していると認められる者である場合には、取締役会に対して、対抗措置の発動を勧告します。

取締役会は、独立委員会の勧告を最大限尊重したうえで、対抗措置の発動または不発動その他必要な決議を行うものとします。なお、取締役会は、一定の場合には、対抗措置を発動するか否かを株主の皆様に問うべく株主総会を招集することができるものとします。

(e) 対抗措置の具体的な内容

当社が本プランに基づき発動する大規模買付行為に対する対抗措置は、原則として、新株予約権の無償割当てによるものを想定しておりますが、会社法その他の法令および当社の定款が取締役会の権限として認めるその他の措置を発動することが相当と判断される場合には、当該措置が用いられることもあり得るものとします。

3) 本プランの特徴

(a) 基本方針の制定

本プランは、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針を制定した上で、導入されたものです。

(b) 独立委員会の設置

当社は、本プランの必要性および相当性を確保するために独立委員会を設置し、取締役会が対抗措置を発動する場合には、その判断の公正を担保し、かつ、取締役会の恣意的な判断を排除するため、独立委員会の勧告を最大限尊重するものとしています。

(c) 株主総会における本プランの承認

本プランにつきましては、本定時株主総会において、株主の皆様のご承認をいただきました。

(d) 適時開示

取締役会は、本プラン上必要な事項について、適用ある法令等および金融商品取引所規則に従って、適時適切な開示を行います。

(e) 本プランの有効期間

本プランの有効期間は、本定時株主総会における本プランの承認時から本定時株主総会終了後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会後最初に開催される取締役会の終結時までとします。ただし、かかる有効期間の満了前であっても、株主総会において本プランを廃止する旨の議案が承認された場合、または取締役会において本プランを廃止する旨の決議が行われた場合、本プランはその時点で廃止されるものとします。

4) 株主の皆様への影響

(a) 本プランの効力発生時に株主の皆様へ与える影響

本プランの効力発生時には、新株予約権の発行自体は行われません。したがって、本プランが本プラン効力発生時に株主の皆様の権利および経済的利益に直接具体的な影響を与えることはありません。

(b) 新株予約権の無償割当て時に株主の皆様へ与える影響

対抗措置として新株予約権の無償割当てが行われた場合においても、保有する当社株式一株当たりの価値の希釈化は生じるもの、保有する当社株式全体の価値の希釈化は生じないことから、株主の皆様の法的権利および経済的利益に対して直接的具体的な影響を与えることは想定しておりません。ただし、例外事由該当者については、対抗措置が発動された場合、結果的に、その法的権利または経済的利益に何らかの影響が生じる可能性があります。

③ 上記の取り組みに対する取締役会の判断およびその理由

当社は、前記② 1)記載のとおり、本プランは、企業価値ないし株主の皆様共同の利益の確保・向上をその目的としており、基本方針に沿うものと考えます。特に本プランは、1)株主総会において本プランを廃止する旨の議案が承認された場合には、本プランは、その時点で廃止されるものとしており、その存続が株主の皆様の意思にからしめられている点において、株主の皆様のご意思を重視していること、2)大規模買付行為に関する評価、検討、意見形成、代替案立案および大規模買付者との交渉を行うにあたり、取締役会が、独立した第三者的立場にある専門家の意見を取得できること、3)独立性の高い独立委員会の設置を伴うものであり、対抗措置の発動に際しては必ず独立委員会の勧告を経る仕組みとなっているうえ、独立委員会は、更に独立した第三者的立場にある専門家の意見を取得できること、4)対抗措置の発動、不発動または中止に関する判断の際に拠るべき基準が設けられていること等から、当社は、本プランが当社の企業価値ないし株主の皆様共同の利益を損なうものではなく、当社の取締役の地位の維持を目的とするものではないと考えております。

(5) 研究開発活動

当第1四半期連結会計期間の研究開発費の総額は201百万円であります。

第3 【設備の状況】

(1) 主要な設備の状況

当第1四半期連結会計期間において、主要な設備に重要な異動はありません。

(2) 設備の新設、除却等の計画

当第1四半期連結会計期間において、前連結会計年度末に計画中であった重要な設備の新設、除却等について、重要な変更ならびに重要な設備計画の完了はありません。

また、当第1四半期連結会計期間において、新たに確定した重要な設備の新設、除却等はありません。

第4 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

① 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	291,000,000
計	291,000,000

② 【発行済株式】

種類	第1四半期会計期間末 現在発行数(株) (平成21年6月30日)	提出日現在発行数 (株) (平成21年8月7日)	上場金融商品取引所 名または登録認可金 融商品取引業協会名	内容
普通株式	73,499,875	73,499,875	東京証券取引所 (市場第一部)	単元株式は1,000株であります。
計	73,499,875	73,499,875	—	—

(2) 【新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (千株)	発行済株式 総数残高 (千株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
平成21年6月30日	—	73,499	—	9,532	—	12,886

(5) 【大株主の状況】

当第1四半期会計期間において、大株主の異動は把握しておりません。

当第1四半期会計期間において、シユローダー証券投信投資顧問株式会社から、平成21年7月3日付で関東財務局長に提出された大量保有(変更)報告書により、平成21年6月30日現在で以下の株式を所有している旨の報告を受けておりますが、当社としては当第1四半期会計期間末日における当該法人名義の所有株式数の確認ができております。

なお、その大量保有(変更)報告書の内容は以下のとおりであります。

氏名または名称	所有株式数(千株)	発行済株式総数に対する 所有株式数の割合(%)
シユローダー証券投信投資顧問株式会社	913	1.24
シユローダー・インベストメント・マネージメント・ノースアメリカ・リミテッド	3,393	4.62
シユローダー・インベストメント・マネージメント・リミテッド	1,128	1.53

(6) 【議決権の状況】

当第1四半期会計期間末日現在の「議決権の状況」については、株主名簿の記載内容が確認できないため、記載することができないことから、直前の基準日(平成21年3月31日)に基づく株主名簿による記載をしております。

① 【発行済株式】

平成21年3月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式(自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式(その他)	—	—	—
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 40,000	—	—
完全議決権株式(その他)	普通株式 73,151,000	73,151	—
単元未満株式	普通株式 308,875	—	—
発行済株式総数	73,499,875	—	—
総株主の議決権	—	73,151	—

(注) 「単元未満株式」欄の普通株式には、当社所有の自己株式737株が含まれております。

② 【自己株式等】

平成21年3月31日現在

所有者の氏名 または名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
(自己保有株式) 日本トムソン株式会社	東京都港区高輪2-19-19	40,000	—	40,000	0.05
計	—	40,000	—	40,000	0.05

(注) 株主名簿上は当社名義となっておりますが、実質的に所有していない株式数が1,000株(議決権1個)あります。なお、当該株式数は上記「発行済株式」の「完全議決権株式(その他)」欄に含めております。

2 【株価の推移】

【当該四半期累計期間における月別最高・最低株価】

月別	平成21年 4月	5月	6月
最高(円)	470	530	520
最低(円)	338	422	472

(注) 最高・最低株価は、東京証券取引所市場第一部におけるものであります。

3 【役員の状況】

前事業年度の有価証券報告書提出日後、当四半期報告書提出日までの役員の異動は、次のとおりであります。

役職の異動

新役名および職名	旧役名および職名	氏名	異動年月日
常務取締役 (経営企画部・経理部・情報システム部・秘書室担当 輸出管理室長)	常務取締役 (経営企画部・経理部・秘書室担当 輸出管理室長)	近藤 俊夫	平成21年7月21日

第5 【経理の状況】

1 四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第64号。以下「四半期連結財務諸表規則」という。）に基づいて作成しております。

なお、前第1四半期連結累計期間（平成20年4月1日から平成20年6月30日まで）は、改正前の四半期連結財務諸表規則に基づき、当第1四半期連結会計期間（平成21年4月1日から平成21年6月30日まで）および当第1四半期連結累計期間（平成21年4月1日から平成21年6月30日まで）は、改正後の四半期連結財務諸表規則に基づいて作成しております。

2 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、前第1四半期連結累計期間（平成20年4月1日から平成20年6月30日まで）に係る四半期連結財務諸表については、監査法人トーマツによる四半期レビューを受け、当第1四半期連結会計期間（平成21年4月1日から平成21年6月30日まで）および当第1四半期連結累計期間（平成21年4月1日から平成21年6月30日まで）に係る四半期連結財務諸表については、有限責任監査法人トーマツにより四半期レビューを受けております。

なお、従来から当社が監査証明を受けている監査法人トーマツは、監査法人の種類の変更により、平成21年7月1日をもって有限責任監査法人トーマツとなりました。

1 【四半期連結財務諸表】
 (1) 【四半期連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	当第1四半期連結会計期間末 (平成21年6月30日)	前連結会計年度末に係る 要約連結貸借対照表 (平成21年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	10,484	12,559
受取手形及び売掛金	5,007	6,719
商品及び製品	15,382	15,696
仕掛品	8,894	8,867
原材料及び貯蔵品	6,457	6,434
その他	3,798	3,590
貸倒引当金	△31	△22
流動資産合計	49,994	53,844
固定資産		
有形固定資産		
機械装置及び運搬具（純額）	8,065	8,003
その他（純額）	11,555	10,841
有形固定資産合計	※1 19,620	※1 18,844
無形固定資産	239	250
投資その他の資産		
投資有価証券	5,888	4,874
その他	2,874	3,313
貸倒引当金	△84	△106
投資その他の資産合計	8,678	8,081
固定資産合計	28,538	27,177
資産合計	78,532	81,021
負債の部		
流動負債		
支払手形及び買掛金	3,422	6,675
短期借入金	444	284
1年内返済予定の長期借入金	755	555
未払法人税等	41	164
役員賞与引当金	—	46
その他	3,673	3,645
流動負債合計	8,337	11,370
固定負債		
長期借入金	12,467	12,167
退職給付引当金	1,350	1,200
役員退職慰労引当金	—	275
その他	605	273
固定負債合計	14,423	13,917
負債合計	22,761	25,288

(単位：百万円)

当第1四半期連結会計期間末
(平成21年6月30日)

前連結会計年度末に係る
要約連結貸借対照表
(平成21年3月31日)

純資産の部		
株主資本		
資本金	9,532	9,532
資本剰余金	12,886	12,886
利益剰余金	33,691	34,630
自己株式	△38	△37
株主資本合計	56,072	57,011
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	1,131	475
為替換算調整勘定	△1,432	△1,753
評価・換算差額等合計	△300	△1,278
純資産合計	55,771	55,733
負債純資産合計	78,532	81,021

(2) 【四半期連結損益計算書】
【第1四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	前第1四半期連結累計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年6月30日)
売上高	13,168	4,760
売上原価	8,342	4,130
売上総利益	4,825	629
販売費及び一般管理費	※1 2,740	※1 2,141
営業利益又は営業損失(△)	2,084	△1,511
営業外収益		
受取利息	29	5
受取配当金	75	59
助成金収入	—	83
為替差益	34	—
その他	22	43
営業外収益合計	161	192
営業外費用		
支払利息	10	53
売上割引	17	6
固定資産除却損	—	31
その他	5	14
営業外費用合計	33	106
経常利益又は経常損失(△)	2,213	△1,425
税金等調整前四半期純利益又は税金等調整前四半期純損失(△)	2,213	△1,425
法人税等	※2 874	※2 △412
四半期純利益又は四半期純損失(△)	1,338	△1,013

(3) 【四半期連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

	前第1四半期連結累計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年6月30日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前四半期純利益又は税金等調整前四半期純損失（△）	2,213	△1,425
減価償却費	739	712
引当金の増減額（△は減少）	△32	△134
受取利息及び受取配当金	△105	△65
支払利息	10	53
固定資産除却損	—	31
売上債権の増減額（△は増加）	29	1,876
たな卸資産の増減額（△は増加）	△831	484
仕入債務の増減額（△は減少）	177	△3,407
未払費用の増減額（△は減少）	600	24
その他	△147	540
小計	2,654	△1,307
利息及び配当金の受取額	105	65
利息の支払額	△10	△26
法人税等の支払額	△1,267	△128
営業活動によるキャッシュ・フロー	1,481	△1,397
投資活動によるキャッシュ・フロー		
定期預金の払戻による収入	800	—
有形固定資産の取得による支出	△973	△1,555
その他	△32	△23
投資活動によるキャッシュ・フロー	△206	△1,578
財務活動によるキャッシュ・フロー		
短期借入金の純増減額（△は減少）	158	137
長期借入れによる収入	—	500
配当金の支払額	△555	△209
その他	0	△1
財務活動によるキャッシュ・フロー	△397	426
現金及び現金同等物に係る換算差額	△249	116
現金及び現金同等物の増減額（△は減少）	627	△2,433
現金及び現金同等物の期首残高	14,004	12,559
新規連結に伴う現金及び現金同等物の増加額	—	315
現金及び現金同等物の四半期末残高	※1 14,632	※1 10,440

【四半期連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項等の変更】

当第1四半期連結会計期間
(自 平成21年4月1日 至 平成21年6月30日)

(1)連結の範囲に関する事項の変更

当第1四半期連結会計期間より、非連結子会社としておりました艾克欧東晟商貿(上海)有限公司は、重要性が増したため連結の範囲に含めております。

(2)変更後の連結子会社の数

8社

【表示方法の変更】

当第1四半期連結会計期間
(自 平成21年4月1日 至 平成21年6月30日)

四半期連結貸借対照表関係

前第1四半期連結会計期間において、「有形固定資産」に含めて表示しておりました「機械装置及び運搬具(純額)」は、資産総額の100分の10を超えたため、当第1四半期連結会計期間より区分掲記しております。

なお、前第1四半期連結会計期間の「機械装置及び運搬具(純額)」は7,980百万円であります。

四半期連結損益計算書関係

前第1四半期連結累計期間において、営業外費用の「その他」に含めて表示しておりました「固定資産除却損」は、営業外費用の100分の20を超えたため、当第1四半期連結累計期間より区分掲記しております。

なお、前第1四半期連結累計期間の「固定資産除却損」は0百万円であります。

四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係

前第1四半期連結累計期間において、営業活動によるキャッシュ・フローの「その他」に含めて表示しておりました「固定資産除却損」は、重要性が増したため、当第1四半期連結累計期間より区分掲記しております。

なお、前第1四半期連結累計期間の「固定資産除却損」は0百万円であります。

【簡便な会計処理】

当第1四半期連結会計期間
(自 平成21年4月1日 至 平成21年6月30日)

(1)固定資産の減価償却費の算定方法

固定資産の年度中の取得、売却または除却等の見積りを考慮した予算に基づく年間償却予定額を期間按分する方法によっております。

なお、定率法を採用している資産については、連結会計年度に係る減価償却費の額を期間按分して算定する方法によっております。

(2)繰延税金資産および繰延税金負債の算定方法

繰延税金資産の回収可能性の判断に関しては、前連結会計年度末以降に経営環境等、かつ、一時差異等の発生状況に著しい変化がないと認められるので、前連結会計年度において使用した将来の業績予測やタックス・プランニングを利用する方法によっております。

【四半期連結財務諸表の作成に特有の会計処理】

当第1四半期連結会計期間
(自 平成21年4月1日 至 平成21年6月30日)

税金費用の計算

当連結会計年度の税引前当期純利益に対する税効果会計適用後の実効税率を合理的に見積り、税引前四半期純利益に当該見積実効税率を乗じて計算する方法を採用しております。

【追加情報】

当第1四半期連結会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年6月30日)	
役員退職慰労引当金	
<p>当社は、役員の退職慰労金の支払いに備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上しておりましたが、平成21年6月26日開催の定時株主総会において、役員退職慰労金制度の廃止が決議されました。同制度廃止に伴い、定時株主総会の日以前の在職期間分についての役員退職慰労金については、打切り支給することといたしました。なお、支給の時期は、各役員退任時とし、役員退職慰労引当金は全額取崩し、打切り支給額の未払分286百万円を、固定負債の「その他」に含めて計上しております。</p>	

【注記事項】

(四半期連結貸借対照表関係)

当第1四半期連結会計期間末 (平成21年6月30日)	前連結会計年度末 (平成21年3月31日)
※1 有形固定資産の減価償却累計額 52,353百万円	※1 有形固定資産の減価償却累計額 51,974百万円

(四半期連結損益計算書関係)

前第1四半期連結累計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年6月30日)
※1 販売費及び一般管理費の主なものは次のとおりであります。 従業員給与 958百万円 福利厚生費 162 荷造運搬費 194 賃借料 134	※1 販売費及び一般管理費の主なものは次のとおりであります。 従業員給与 798百万円 福利厚生費 144 賃借料 135
※2 法人税等調整額は、「法人税等」に含めて表示しております。	※2 同左

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

前第1四半期連結累計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年6月30日)
※1 現金及び現金同等物の当第1四半期連結累計期間末残高と当第1四半期連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係(平成20年6月30日現在) 現金及び預金 14,632百万円 現金及び現金同等物 14,632	※1 現金及び現金同等物の当第1四半期連結累計期間末残高と当第1四半期連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係(平成21年6月30日現在) 現金及び預金 10,484百万円 預入期間が3ヶ月超の定期預金 △43 現金及び現金同等物 10,440

(株主資本等関係)

当第1四半期連結会計期間末(平成21年6月30日)および当第1四半期連結累計期間(自 平成21年4月1日 至 平成21年6月30日)

1 発行済株式に関する事項

株式の種類	当第1四半期連結会計期間末
普通株式(株)	73,499,875

2 自己株式に関する事項

株式の種類	当第1四半期連結会計期間末
普通株式(株)	42,975

3 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成21年6月26日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	220	3.00	平成21年3月31日	平成21年6月29日

(2) 基準日が当連結会計年度の開始の日から当四半期連結会計期間末までに属する配当のうち、配当の効力発生日が当四半期連結会計期間の末日後となるもの

該当事項はありません。

(セグメント情報)

【事業の種類別セグメント情報】

当社グループは、軸受等ならびに諸機械部品の製造・販売を单一の事業として運営しているため、該当がありません。

【所在地別セグメント情報】

前第1四半期連結累計期間(自 平成20年4月1日 至 平成20年6月30日)

	日本 (百万円)	北米 (百万円)	欧州 (百万円)	計 (百万円)	消去または 全社 (百万円)	連結 (百万円)
売上高						
(1) 外部顧客に対する 売上高	10,432	1,217	1,518	13,168	—	13,168
(2) セグメント間の 内部売上高または振替高	1,924	0	7	1,932	(1,932)	—
計	12,357	1,217	1,526	15,100	(1,932)	13,168
営業利益	1,666	140	147	1,953	131	2,084

(注) 1 国または地域の区分は、地理的な近接度によっております。

2 各区分に属する主な国または地域

(1) 北米…米国

(2) 欧州…オランダ、ドイツ、イギリス、スペイン

3 「四半期連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項等の変更」の「会計処理の変更」に記載のとおり、「棚卸資産の評価に関する会計基準」(企業会計基準委員会 平成18年7月5日 企業会計基準第9号)を当第1四半期連結会計期間より適用し、評価基準については、主として総平均法による原価法から、主として総平均法による原価法(収益性の低下による簿価切下げの方法)に変更しております。

この変更に伴う営業利益へ与える影響は軽微であります。

4 「四半期連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項等の変更」の「会計処理の変更」に記載のとおり、「連結財務諸表作成における在外子会社の会計処理に関する当面の取扱い」(企業会計基準委員会 平成18年5月17日 実務対応報告18号)を当第1四半期連結会計期間より適用し、連結決算上必要な修正を行っております。

この変更に伴う営業利益へ与える影響は軽微であります。

5 「追加情報」に記載のとおり、平成20年度の法人税法改正に伴い、当第1四半期連結会計期間より、固定資産の耐用年数の見積りの変更を実施しました。

この変更に伴う営業利益へ与える影響は軽微であります。

当第1四半期連結累計期間(自 平成21年4月1日 至 平成21年6月30日)

	日本 (百万円)	北米 (百万円)	欧州 (百万円)	その他の 地域 (百万円)	計 (百万円)	消去または 全社 (百万円)	連結 (百万円)
売上高							
(1) 外部顧客に対する 売上高	3,174	695	743	146	4,760	—	4,760
(2) セグメント間の 内部売上高または振替高	863	0	1	21	887	(887)	—
計	4,038	695	744	168	5,647	(887)	4,760
営業利益または営業損失(△)	△1,416	△12	30	△13	△1,411	(99)	△1,511

(注) 1 国または地域の区分は、地理的な近接度によっております。

2 各区分に属する主な国または地域

(1) 北米…米国

(2) 欧州…オランダ、ドイツ、イギリス、スペイン

(3) その他の地域…アジア

【海外売上高】

前第1四半期連結累計期間(自 平成20年4月1日 至 平成20年6月30日)

	米州	欧州	アジア他	計
I 海外売上高(百万円)	1,437	1,548	1,965	4,950
II 連結売上高(百万円)	—	—	—	13,168
III 連結売上高に占める 海外売上高の割合(%)	10.9	11.8	14.9	37.6

(注) 1 国または地域の区分は、地理的な近接度によっております。

2 各区分に属する主な国または地域

- (1) 米州…米国、カナダ、中南米
- (2) 欧州…オランダ、ドイツ、イギリス、スペイン
- (3) アジア他…シンガポール、中国、台湾、中近東

3 海外売上高は、当社グループの本邦以外の国または地域における売上高であります。

当第1四半期連結累計期間(自 平成21年4月1日 至 平成21年6月30日)

	米州	欧州	アジア他	計
I 海外売上高(百万円)	786	755	566	2,107
II 連結売上高(百万円)	—	—	—	4,760
III 連結売上高に占める 海外売上高の割合(%)	16.5	15.9	11.9	44.3

(注) 1 国または地域の区分は、地理的な近接度によっております。

2 各区分に属する主な国または地域

- (1) 米州…米国、カナダ、中南米
- (2) 欧州…オランダ、ドイツ、イギリス、スペイン
- (3) アジア他…シンガポール、中国、台湾、中近東

3 海外売上高は、当社グループの本邦以外の国または地域における売上高であります。

(有価証券関係)

当第1四半期連結会計期間末(平成21年6月30日)

その他有価証券で時価のあるものが、企業集団の事業の運営において重要なものとなっており、かつ、前連結会計年度の末日に比べて著しい変動が認められます。

1 その他有価証券で時価のあるもの

区分	取得価額(百万円)	四半期連結貸借対照表 計上額(百万円)	差額(百万円)
株式	3,290	5,081	1,791

(デリバティブ取引関係)

デリバティブ取引の四半期連結会計期間末の契約額等は、前連結会計年度の末日と比較して著しい変動がありません。

(1 株当たり情報)

1 1 株当たり純資産額

当第1四半期連結会計期間末 (平成21年6月30日)	前連結会計年度末 (平成21年3月31日)
759円25銭	758円70銭

(注) 1 株当たり純資産額の算定上の基礎

項目	当第1四半期連結会計期間末 (平成21年6月30日)	前連結会計年度末 (平成21年3月31日)
純資産の部の合計額(百万円)	55,771	55,733
普通株式に係る純資産額(百万円)	55,771	55,733
普通株式の発行済株式数(株)	73,499,875	73,499,875
普通株式の自己株式数(株)	42,975	40,737
1 株当たり純資産額の算定に用いられた 普通株式の数(株)	73,456,900	73,459,138

2 1 株当たり四半期純利益または四半期純損失および潜在株式調整後 1 株当たり四半期純利益

前第1四半期連結累計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年6月30日)
1 株当たり四半期純利益 18円22銭	1 株当たり四半期純損失 13円79銭
潜在株式調整後 1 株当たり四半期純利益 16円44銭	なお、潜在株式調整後 1 株当たり四半期純利益については、1 株当たり四半期純損失であり、また、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

(注) 1 株当たり四半期純利益または四半期純損失および潜在株式調整後 1 株当たり四半期純利益の算定上の基礎

項目	前第1四半期連結累計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年6月30日)
四半期連結損益計算書上の四半期純利益または四半期純損失 (△)(百万円)	1,338	△1,013
普通株主に帰属しない金額(百万円)	—	—
普通株式に係る四半期純利益または四半期純損失(△)(百万円)	1,338	△1,013
普通株式の期中平均株式数(株)	73,467,178	73,457,540
潜在株式調整後 1 株当たり四半期純利益の算定に用いられた 四半期純利益調整額(百万円)	—	—
潜在株式調整後 1 株当たり四半期純利益の算定に用いられた 普通株式増加数(株) 第1回無担保転換社債	7,968,487	—
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後 1 株当たり四半期純利益の算定に含まれなかつた潜在株式について前連結会計年度末から重要な変動がある場合の概要	—	—

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

2 【その他】

該当事項はありません。

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成20年8月6日

日本トムソン株式会社
取締役会 御中

監査法人 トーマツ

指定社員 公認会計士 國 井 泰 成 ㊞
業務執行社員

指定社員 公認会計士 京 嶋 清 兵 衛 ㊞
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている日本トムソン株式会社の平成20年4月1日から平成21年3月31日までの連結会計年度の第1四半期連結累計期間(平成20年4月1日から平成20年6月30日まで)に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書及び四半期連結キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、日本トムソン株式会社及び連結子会社の平成20年6月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する第1四半期連結累計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかつた。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

-
- (注) 1 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。
2 四半期連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成21年8月5日

日本トムソン株式会社

取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員 公認会計士 國 井 泰 成 ㊞
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 京 嶋 清 兵 衛 ㊞
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている日本トムソン株式会社の平成21年4月1日から平成22年3月31日までの連結会計年度の第1四半期連結会計期間(平成21年4月1日から平成21年6月30日まで)及び第1四半期連結累計期間(平成21年4月1日から平成21年6月30日まで)に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書及び四半期連結キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、日本トムソン株式会社及び連結子会社の平成21年6月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する第1四半期連結累計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかつた。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。

2 四半期連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

【表紙】

【提出書類】 確認書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の4の8第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成21年8月7日

【会社名】 日本トムソン株式会社

【英訳名】 NIPPON THOMPSON CO., LTD.

【代表者の役職氏名】 取締役社長 山下皓

【最高財務責任者の役職氏名】 該当事項はありません。

【本店の所在の場所】 東京都港区高輪二丁目19番19号

【縦覧に供する場所】 ※中部支社
(名古屋市中川区西日置二丁目3番5号(名鉄交通ビル))
※西部支社
(大阪市西区新町三丁目11番3号)

株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

(注) ※印は金融商品取引法の規定による縦覧に供する場所ではありませんが、投資家の縦覧の便宜のため縦覧に供する場所としております。

1 【四半期報告書の記載内容の適正性に関する事項】

取締役社長山下皓は、当社の第61期第1四半期(自 平成21月4月1日 至 平成21年6月30日)の四半期報告書の記載内容が金融商品取引法令に基づき適正に記載されていることを確認いたしました。

2 【特記事項】

該当事項はありません。